



診療所でキャッシュレス決済を導入します

令和7年4月1日から、診療所の窓口一部負担金及び文書料の支払いに、PayPay が使用できます。

庁内における公金収納のキャッシュレス化推進に伴い、診療所においてもキャッシュレス化を検討していました。この度下記により、キャッシュレス決済を導入することになりました。

◆使用開始日 令和7年4月1日(火)

◆使用可能場所 那須烏山市熊田診療所(那須烏山市熊田 555-1)
那須烏山市国民健康保険七合診療所(那須烏山市中山 137-1)

◆対応決済方法 PayPay
※現金と決済サービスの併用はできません。



この件に対する問い合わせ先

市民課国保医療グループ 電話番号:0287-83-1116